

障害者支援施設かえで運営規程

第1章 施設の目的および運営の方針

(目 的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人足立邦栄会（以下「法人」という。）が設置する障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される指定障害者支援施設かえで（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と障害者総合支援法の理念に基づき、また、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備および運営に関する基準」（以下「指定障害福祉サービス基準」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、利用者に対し適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 法人・施設は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅あるいは施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 2 施設は、利用者の自己決定を尊重し、自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援ができるよう努め、個別支援計画に基づき、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努める。
- 3 施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、その意向を定期的に確認するとともに、相談支援事業者と連携しながら利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じる。
- 4 施設は、利用者の当該施設で提供するサービス以外の指定障害福祉サービス等の利用状況を把握し、他の指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業所と連携を図りつつ、必要な支援を行う。
- 5 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 施設は、誰であっても、誰からも、ハラスメントを受けることがないサービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じる。
- 7 施設は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 8 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 9 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、区（市町村）、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努める。

第2章 職員の職種、員数および職務の内容

(実施する障害福祉サービス)

第3条 利用者に次の内容のサービスを提供します。

- (1) 生活介護事業
- (2) 施設入所支援事業
- (3) 短期入所事業

(職 員)

第4条 施設に勤務する職種および員数は次のとおりとする。ただし、職員定数は、基準に示された所定の定数を下回らないものとする。また、法令に基づき兼務することができるものとする。(以下、前年度の利用者平均障害支援区分が5以上の場合)

- | | | |
|------------------------------------|------|--------------|
| (1) 施設長 | 1名 | |
| (2) 医師 | 1名 | |
| (3) 事務員 | 2名 | |
| (4) 生活相談員 | 1名 | |
| (5) 介護職員(生活支援員) | | |
| ・生活介護 | 6～7名 | ※看護職員と合わせて8名 |
| ・施設入所支援 | 1名 | |
| (6) 看護職員 | 1～2名 | ※介護職員と合わせて8名 |
| (7) 栄養士 | 1名 | |
| (8) サービス管理責任者 | 1名 | |
| (9) 機能訓練指導員 | 1名 | |
| 2 前項に定めるものの他必要に応じてその他の職員を置くことができる。 | | |

(職 務)

第5条 職員は、法人・施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の職員の管理および業務の管理を一元的に行う。
施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理および保健衛生指導に従事する。
- (3) 事務員は、庶務および会計事務に従事する。
- (4) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者支援の企画および実施、家族および地域社会からの利用申込み等の各種相談に関することに従事する。
- (5) 介護職員(生活支援員)は、日常生活の個別支援計画に基づき支援の実施に関することに従事する。
- (6) 看護職員は利用者の心身の状況等を把握し、利用者の診療の補助および看護並びに保健衛生管理その他の必要な支援に従事する。
- (7) 栄養士は献立作成、栄養量計算および食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養指導、および施設入所支援事業の利用者については栄養ケア・マネジメントの実施に従事する。
- (8) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成の業務のほか、職員に対する技術指導等のサービスの内容の評価等利用者支援に関する全般を統括する。
- (9) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

第3章 利用定員等

(営業日および営業時間)

第6条 昼間実施サービスの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年間 269日(原則 月曜日から金曜日)【祝日営業】
ただし、12月30日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後4時55分まで

(定員)

第7条 施設の施設障害福祉サービスの種類ごとの定員は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護事業 定員 20名 (1日あたり)
- (2) 施設入所支援事業 定員 10名
- (3) 短期入所事業 併設型 定員 2名
空床利用型 定員：(2) 施設入所支援事業において利用されていない居室利用

(利用資格)

第8条 当施設の利用資格は、障害者総合支援法に基づく生活介護事業、施設入所支援事業、短期入所事業の利用の資格があり、当施設の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、およびその他法令により通所または入居できる者とする。

(主たる利用対象者)

第9条 施設は、身体障害者の障害特性をふまえたサービスの専門性を確保するため、主たる利用者を身体障害者とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容および利用料その他の費用の額

(個別支援計画等の作成)

第10条 サービス管理責任者は、生活介護事業および施設入所支援事業の利用者の心身の状況、希望およびそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別支援計画を作成する。また、すでに個別支援計画が作成されている場合は、その内容にそったサービスを提供する。

- 2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(利用者に対する生活介護、施設入所支援の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 3 個別支援計画の作成・変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 4 利用者に対し、個別支援計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 5 短期入所事業の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第11条 サービス管理責任者は、生活介護事業および施設入所支援事業の利用者について、サービスの内容等を記載した個別支援計画を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、作成前であってもサービスを利用できるものとする。

2 短期入所事業の利用者については、サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対して、短期入所サービスに基づき支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。また、短期入所サービス計画書を基本としてサービスを提供するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、東京都足立区内とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(居 室)

第13条 施設入所支援事業の利用者に対し、施設が提供する居室は重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する階および居室は、利用者の希望および空室状況等により、施設が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

(介 護)

第14条 利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うものとする。

2 第15条から第22条のサービスのうち、利用者の選定または必要に応じてサービスを提供する。

(入 浴)

第15条 施設入所支援事業および短期入所事業の利用者については、1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、利用者に傷病があったり、感染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

2 生活介護事業においては、家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

(排 泄)

第16条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第17条 離床、着替え、整容等の援助を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第18条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮したものとする。また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量および内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

2 食事の時間は概ね次のとおりとする。

- (1) 朝食 7時30分～8時30分（生活介護事業は対象外）
- (2) 昼食 12時00分～13時00分
- (3) おやつ 15時00分～15時30分
- (4) 夕食 18時00分～19時00分（生活介護事業は対象外）

3 予め連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間（2時間以内）、食事の取り置きをすることができる。

4 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

（相談、援助）

第19条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者または、その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

2 施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施する。

3 その他、以下に関して必要な援助を行う。

- (1) 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
- (2) 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
- (3) 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言
- (4) その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

（社会生活上の適宜の供与等）

第20条 生活介護事業においては、利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、レクリエーション、音楽活動、創作活動、行事的活動、運動、休養・養護といったアクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者および家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

（機能訓練）

第21条 主に生活介護事業および施設入所支援事業において、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練、および日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行うことができる。

（健康保持）

第22条 医師または看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

（施設入所支援事業利用者の入院期間中の取扱い）

第23条 施設入所支援事業の利用者が入院し、入院日から3ヶ月以内に退院できる見込がないと医師が判断した場合、または入院後3ヶ月しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、原則として退所とする。なお、退院の手続きに当たっては、利用者およびその家族の希望等を勘案し、必要な援助を行うとともに、施設

入所が可能な状態に回復した場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるように配慮する。

(入院ベッドの活用)

第24条 入院中の空きベッドは、障害者総合支援法により空きベッドを、短期入所のベッドとして他者が利用できるものとする。

(緊急時の対応)

第25条 施設入所支援事業および短期入所事業の利用者は、身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 職員は、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

4 施設入所支援事業を利用する者以外については、利用者の容態により救急搬送や受診などが必要になった場合は、原則として家族が対応することとする。

(サービスの提供の記録)

第26条 施設は、障害福祉サービスを提供した際は、その提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(利用料)

第27条 障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、障害者総合支援法に基づく厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、別紙記載の介護給付費の1割相当分、食費、光熱水費、日常生活等に要する費用および利用者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。ただし、介護給付費については各市町村が定める月額上限額の範囲内とし、残額は法定代理受領する。

2 法定代理受領によらない障害福祉サービスを行った場合は前項に掲げる障害福祉サービスの利用者負担額のほか障害者総合支援法に規定する額の支払いを受けるものとする。

3 利用者が、各種個別減免制度を利用する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合は、それぞれの法令によるものとする。

4 費用の額の変更に関しては、障害者総合支援法に厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

5 第12条の通常の事業実施地域を超えて行う送迎の交通費、通常の営業日および営業時間帯を超えて指定生活介護サービスを提供する場合の利用料、食費、創作費、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、契約書別紙に掲げる費用を徴収する。

6 第1項、第2項および第5項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に関する同意を得る。

7 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。

8 利用者は、第1項、第2項および第5項による利用料を、施設の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入するものとする。ただし施設入所支援事業の利用

者について、利用終了に伴い月の途中で退居する場合は、残金を退居時に納入するものとする。

第5章 施設利用にあたっての留意事項および職員の義務

(内容および手続きの説明および同意、契約)

第28条 当施設の利用にあたっては、予め、利用申込者およびその家族等に対し、本運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第29条 施設入所支援事業および短期入所事業において、施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置くなど、占有してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は、職員が行うものとする。

(日課の尊重)

第30条 施設入所支援事業および短期入所事業の利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出および外泊)

第31条 施設入所支援事業および短期入所事業の利用者は、外出（短時間のものは除く。）または外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届け出るものとする。

(面 会)

第32条 利用者が外来者と面会しようとするときは、利用者または外来者が玄関に備え付けの台帳に氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

2 施設の長は、養護者による障害者虐待の防止および当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(健康留意)

第33条 利用者は努めて健康に留意するものとする。

2 施設入所支援事業の利用者について、施設で行う健康診査は特別の理由がない限りこれを受診するものとする。

(衛生保持および従事者等の健康管理等)

第34条 施設で使用する備品等は清潔を保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また施設に協力するものとする。

- 3 施設の職員は衛生知識等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、施設は職員に対し、年1回以上の健康診断を受けさせるものとする。

(感染症および食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第35条 施設は、施設内において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設は、感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的（3月に1回以上）に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。また、その結果について、職員へ周知徹底を図ること。
- (2) 施設内の衛生管理、感染対策、感染症発生時の対応等を規定した感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設は職員に対する感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的（それぞれ年2回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施すること。
- (4) 利用者および入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めること。
- (5) 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

(介護事故発生時の対応および防止等)

第36条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村および利用者の家族に対して連絡を行う等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故が発生した場合には、事故の状況および事故に際して採った対応を記録する。
- 3 事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じたときに、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底する。
- 4 施設は、事故防止および事故対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底する。

(施設内の禁止行為)

第37条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (5) 故意または無断で、施設もしくは備品等に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密保持)

第38条 施設の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 施設は、職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 施設は、利用者またはその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、第三者に

対し、利用者の個人情報を提供してはならない。

但し、利用者の疾病の治療を迅速かつ円滑に行うため、情報提供書、介護・看護記録等の関係する情報には、利用者の申し立てがない場合は同意があったものとして関係機関に情報提供を行うものとする。

(虐待等の禁止)

第39条 施設および職員は、利用者に対し、以下のような身体的、精神的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等の暴力行為等で、身体にあざ、痛みを与える好意や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
- (2) 食事を提供しない等、利用者自身の身体的・精神的状態を悪化させる行為。
- (3) 脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える行為。
- (4) 性的な行為またはその強要等の嫌がらせをする行為。
- (5) 利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

(虐待防止に関する事項)

第40条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者および担当者を選定および設置すること。
- (2) 苦情処理体制を整備すること。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施すること。
- (4) 虐待防止のための方策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的(年2回以上)に開催し、新規採用時には必ず研修を実施すること。また委員会での検討結果を職員に周知徹底すること。
- (5) 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護および自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止および救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行うこと。
- 2 施設は、サービス提供中に職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待および障害者虐待の防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者および障害者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待および障害者虐待の防止に向けた施策の充実を図る。
- 4 その他虐待防止に関する必要な事項は、社会福祉法人足立邦栄会虐待防止に関する指針に定めるとおりとする。

(その他の留意事項)

第41条 利用者が入浴室および機能訓練室等を利用する場合は、職員立ち会いのもとで利用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第42条 施設は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火管理責任者 管理課
自衛消防訓練 年12回

- 2 利用者は健康上または防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 3 障害福祉サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、施設長に連絡のうえその指示に従うものとする。

(業務継続計画の作成)

第43条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、業務継続に係る研修および訓練を定期的（それぞれ年2回ずつ以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。
- 3 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他の運営についての重要事項

(身体拘束の禁止)

第44条 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 施設は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的（3月に1回以上）に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず実施すること。

(苦情処理)

第45条 利用者または家族等は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無および改善の方法・結果について利用者または家族等に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりとする。

(損害賠償)

第46条 施設の提供するサービスにより、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

但し、利用者に故意または重大な過失がその利用者の置かれている心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じてその損害賠償を減じることができるものとする。

2 利用者は、故意に施設（設備および備品）に損害を与えた場合にその損害を賠償し、または現状に回復しなければならない。

3 第2項に関わる損害賠償の額は、利用者の収入および事情を考慮して減免することがある。

(職員の研修)

第47条 職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおりもうけるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- (3) 施設内研修 年3回以上

(障害福祉サービス等情報の公表)

第48条 都民が社会福祉法人足立邦栄会が提供するサービスを安心して利用できるよう、また理解と信頼を促進するため、障害福祉サービス等情報の公表を東京都障害福祉サービス等情報公表システム及び法人のホームページ等において行うものとする。

(地域連携推進会議)

第49条 施設は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに区市町村の担当者等（以下「地域連携推進員」という。）に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域との連携により、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を目的として、地域連携推進会議を設置する。地域連携推進会議をおおむね1年に1回以上開催するほか、地域連携推進員が、施設を見学する機会をおおむね1年に1回以上設けるものとする。

なお、地域連携推進会議における報告等の記録は、5年間保存するとともに、公表するものとする。

(地域生活支援拠点)

第50条 施設は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。

- (1) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保したうえで、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

第8章 雑 則

(委 任)

第51条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改 正)

第52条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人足立邦栄会理事会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成22年10月1日より施行する。なお全部改正につき従前の「障害福祉サービス事業（生活介護）かえで運営規程」「障害福祉サービス事業（短期入所）かえで運営規程」および「身体障害者更生援護施設（療護）かえで運営規程」は平成22年9月30日付けで廃止する。

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成31年 2月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年11月 1日より施行する。

この規程は、令和 8年 6月 1日より施行する。

別紙

第27条（利用料）

1 生活介護事業

（1）介護給付費（生活介護サービス費、定員20人以下）

① 基本料金（5時間以上6時間未満）

単位数×11.22

	単位数	生活介護サービス費	利用者負担額
(1) 区分6	904単位	10,142円	1,014円
(2) 区分5	676単位	7,584円	758円
(3) 区分4	469単位	5,262円	526円
(4) 区分3	419単位	4,701円	470円
(5) 区分2以下	381単位	4,274円	427円

基本料金（6時間以上7時間未満）

単位数×11.22

	単位数	生活介護サービス費	利用者負担額
(1) 区分6	1,258単位	14,114円	1,411円
(2) 区分5	941単位	10,558円	1,055円
(3) 区分4	652単位	7,315円	731円
(4) 区分3	583単位	6,541円	654円
(5) 区分2以下	532単位	5,969円	596円

基本料金（7時間以上8時間未満）

単位数×11.22

	単位数	生活介護サービス費	利用者負担額
(1) 区分6	1,291単位	14,485円	1,448円
(2) 区分5	966単位	10,838円	1,083円
(3) 区分4	669単位	7,506円	750円
(4) 区分3	598単位	6,709円	670円
(5) 区分2以下	545単位	6,114円	611円

※ご利用者負担額は、日単位で計算した生活介護サービス費の1割で、おおむねの額です。

但し、月額負担上限額については、区市町村長が定めた額となります。

② その他の加算・減算等

下記の項目に該当すると、その分が基本料金に加算されます。

項 目	単位数	利用者負担額	備考
重度障害者支援加算（Ⅰ）	50単位	56円	
	人員配置体制加算（Ⅰ）および常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た生活介護等の単位において、生活介護等の提供を行った場合。		
重度障害者支援加算（Ⅱ）	360単位	403円	
	生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成		

	の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。 ※1 算定開始日から180日以内は+500単位/日。上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、+150単位/日。 ※2 算定開始日から180日以内は※1に加え+200単位/日		
重度障害者支援加算（Ⅲ）	180単位	201円	
	生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。 ※3 算定開始日から180日以内は、+400単位/日。上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、+150単位/日。 ※4 算定開始日から180日以内は※3に加え+200単位/日		
人員配置体制加算（Ⅰ）	321単位	360円	
	従業者を常勤換算方法で「1.5対1」以上配置している場合		
人員配置体制加算（Ⅱ）	265単位	297円	
	従業者を常勤換算方法で「1.7対1」以上配置している場合。		
人員配置体制加算（Ⅲ）	181単位	203円	
	従業者を常勤換算方法で「2対1」以上配置している場合		
人員配置体制加算（Ⅳ）	51単位	57円	
	従業者を常勤換算方法で「2.5対1」以上配置している場合。		
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15単位	16円	
	常勤職員の35%が、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士等		
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10単位	11円	
	常勤職員の25%が、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等		
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6単位	6円	
	配置職員が常勤で75%以上または常勤で配置されている職員のうち、3年以上従事している職員の割合が30%以上。		
初期加算	30単位	33円	
	利用開始日より30日以内1日つき加算		
入浴支援加算	80単位	89円	
	医療的ケアが必要な者または重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場		
喀痰吸引等実施加算	30単位	33円	
	医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研		

		修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合。		
高次脳機能障害者支援体制加算		4 1 単位	4 6 円	
		高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の 3 0 % 以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に 5 0 対 1 以上配置した上で、その旨を公表している場合		
栄養スクリーニング加算		5 単位	5 円	
		利用開始および利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合。※ 6 月に 1 回を限度		
栄養改善加算		2 0 0 単位	2 2 4 円	
		下記のすべてに適合する事業所等において、低栄養または過栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して、利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合。 ・当該事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。 ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ※ 3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から 3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる		
集中的支援加算		1, 0 0 0 単位	1, 1 2 2 円	
		強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合。 ※ 3 月以内の期間に限り 1 月に 4 回を限度として加算。		
訪問支援特別加算	(1)	1 8 7 単位	2 0 9 円	所要時間 1 時間未満
	(2)	2 8 0 単位	3 1 4 円	所要時間 1 時間以上
		利用が連続 5 日間なかった利用者の居宅を計画に沿って訪問。1 月 2 回。		
欠席時対応加算		9 4 単位	1 0 5 円	
		欠席者への連絡調整・相談援助。1 月に 4 回を限度。対象ご利用者のみ。		

リハビリテーション加算 (Ⅰ)	48単位	53円	
	頸髄損傷による四肢麻痺等のご利用者が個別の計画書でリハビリを行う		
リハビリテーション加算 (Ⅱ)	20単位	22円	
	(Ⅰ)以外のご利用者が個別の計画書でリハビリを行う		
利用者上限管理加算	150単位	0円	
	月単位で、対象ご利用者のみ		
食事提供体制加算	30単位	33円	
	収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合。 ①管理栄養士または栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)または、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士または栄養士が栄養面について確認した献立であること。 ②利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること		
送迎加算(Ⅰ)	21単位	23円	
	利用者(障害者支援施設と同一敷地内または隣接する生活介護事業所等)を利用する施設入所者を除く。)に対して ①1回に平均10人以上が送迎利用 ②週3回以上の送迎 ③平均的に定員の50%以上が利用		
送迎加算(Ⅱ)	10単位	11円	
	利用者(障害者支援施設と同一敷地内または隣接する生活介護事業所等)を利用する施設入所者を除く。)に対して ①平均的に定員の50%以上が利用 ②週3回以上の送迎を実施		
常勤看護職員等配置加算	28単位	31円	
	看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。 ※利用定員に応じた所定単位数に、常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	総単位数に11.3%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	総単位数に11.7%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数に9.6%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数に7.9%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数に1.7%を乗じた単位数を加算		

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数に１．７％を乗じた単位数を加算
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数に１．１％を乗じた単位数を加算）
開所時間減算	開所時間４時間以上６時間未満の場合に所定単位数の１５％減算
虐待防止措置未実施減算	次の基準を満たしていない場合、所定単位数の１％を減算。 ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
身体拘束廃止未実施減算	次の基準のいずれかを満たしていない場合、所定単位数の１％を減算 ※障害者支援施設が行う場合、１０％を減算。 ・身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
業務継続計画未策定減算	次の基準に適合していない場合、所定単位数の１％を減算。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
情報公表未報告減算	障害者総合支援法第７６条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定単位数の５％を減算

（２）介護給付費対象外サービスの利用料金

項 目	金 額	内 容
食 費	６７５ 円（一般）	昼食代（おやつ含む）／１食
入浴時の光熱費	４００ 円	１回あたり
おむつ代	１００ 円	臨時、希望された場合／１枚
写真代	４０ 円	購入を希望された場合／１枚

※食費について、経過措置（令和９年３月３１日迄）があり食事提供体制加算対象の方は、２８４円となります。

※創作活動費がかかる活動については事前に参加の確認をします。費用は実費をいただきます。

※このほか、利用者の事情により必要となる日用品等は、実費をいただきます。

※通常の実施地域を超えて行う送迎の交通費、営業時間帯を超えて生活介護サービスを提供する場合の利用料、食費、おむつ代等の諸経費については実費をいただきます。

※送迎ポイントへの到着時間については、送迎時間通知書によりお知らせいたします。

但し、交通事情等の不可抗力により到着時間が変更になる場合は、速やかにご連絡いたします

すが、その場合に発生したヘルパー事業所等への延長料金については、利用者の負担とさせていただきます。

2. 施設入所支援事業

(1) 介護給付費（施設入所支援サービス費、定員40人以下）

① 基本料金（一日あたりの負担額）

単位数×11.32

	単位数	施設入所支援サービス費	利用者負担額
区分 6	463単位	5,241円	524円
区分 5	392単位	4,437円	443円
区分 4	316単位	3,577円	357円
区分 3	239単位	2,705円	270円

※ 利用者負担額は、日単位で計算した施設入所支援サービス費の1割で、おおむねの額です。

但し、月額負担上限額については、区市町村長が定めた額となります。

※ 入院した場合の費用は、すべて自己負担となります。直接病院へお支払いください。

② その他の加算・減算 等

下記の項目をご利用または対象となると、その分が基本料金に加算されます。

項 目	単位数	利用者負担額	備考
重度障害者支援加算（Ⅰ）	28単位	31円	
	人員配置体制加算（Ⅰ）および常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た生活介護等の単位において、生活介護等の提供を行った場合。		
重度障害者支援加算（Ⅱ）	360単位	407円	
	生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。 ※1算定開始日から180日以内は、+500単位/日。 上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、+150単位/日。 ※2算定開始日から180日以内は※1に加え+200単位/日。		
重度障害者支援加算（Ⅲ）	180単位	203円	
	生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。 ※3算定開始日から180日以内は、+400単位/日。上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、+150単位/日。 ※4算定開始日から180日以内は、※3に加え+200単位/日		
通院支援加算	17単位	19円	
	障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した場合。※1月に2回を限度		
集中的支援加算（Ⅰ）	1,000単位	1,132円	
	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支		

		援を行った場合。 ※ 3月以内の期間に限り 1月に4回を限度として加算		
集中的支援加算（Ⅱ）		500単位	566円	
		短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所または障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の障害福祉サービス事業所または障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合。 ※ 3月以内の期間について加算。 ※加算（Ⅱ）を算定する場合は、加算（Ⅰ）も算定可能		
高次脳機能障害者支援体制加算		41単位	46円	
		高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の30%以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50対1以上配置した上で、その旨を公表している場合		
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）		10単位	11円	
		以下の（1）から（3）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た場合。 （1）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 （2）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。 （3）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること		
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		5単位	5円	
		医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た場合		
新興感染症等施設療養加算		240単位	271円	
		入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合。 ※ 1月に5日を限度。※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する		
入所時特別支援加算		30単位	33円	
		利用開始日から30日間		
入院・外泊時加算（Ⅰ）		320単位	362円	
		8日を限度		
入院・外泊時加算（Ⅱ）		191単位	216円	
		加算（Ⅰ）に引き続いて82日を限度		
入院時支援特別加算	(1)	561単位	635円	入院期間が入院・外泊時加算（Ⅰ）

				または(Ⅱ)の算定期間と入院日、退院日を除き4日未満
		(2)	1, 122単位	1, 270円 入院期間が入院・外泊時加算(Ⅰ)または(Ⅱ)の算定期間と入院日、退院日を除き4日以上
		計画に基づき、入院先に訪問し連絡調整や被服等の準備等を行った場合※月に1回を限度		
地域移行加算		500単位	566円	
		①退所前の相談援助と退所先予定の居宅訪問と連絡調整。入所中2回 ②退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助。退所後1回		
地域移行支援体制加算	区分6	15単位	16円	
	区分5	13単位	14円	
	区分4	11単位	12円	
	区分3	8単位	9円	
	前年度に当該障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する			
地域移行促進加算(Ⅱ)		60単位	67円	
		入所者に対して、通所サービスまたはグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合。 ※1月につき3回を限度		
体験宿泊支援加算		120単位	135円	
		地域移行に向けた体験宿泊に関する連絡調整・相談業務		
栄養マネジメント加算		12単位	13円	
		常勤の管理栄養士による栄養ケア計画の作成、実施		
経口移行加算		28単位	31円	
		経口移行計画の作成、実施		
経口維持加算	(Ⅰ)	400単位	452円	
	(Ⅱ)	100単位	113円	
	経口維持計画の作成、実施			
口腔衛生管理体制加算		30単位	339円	
		歯科衛生士の助言と指導(月1回)		
口腔衛生管理加算		90単位	1,018円	
		歯科衛生士の口腔ケア(月2回)と助言・指導		
療養食加算		23単位	26円	
		療養食の提供		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		総単位数に18.6%を乗じた単位数を加算		

福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）ロ	総単位数に 19.3% を乗じた単位数を加算
福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ	
福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅲ）	総単位数に 16.5% を乗じた単位数を加算
福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅳ）	総単位数に 14.2% を乗じた単位数を加算
虐待防止措置未実施減算	次の基準を満たしていない場合所定単位数の 1% を減算。 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
身体拘束廃止未実施減算	次の基準のいずれかを満たしていない場合、所定単位数の 10% を減算。 ・身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること
業務継続計画未策定減算	次の基準に適合していない場合、所定単位数の 3% を減算。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
情報公表未報告減算	次の基準のいずれかを満たしていない場合、所定単位数の 10% を減算。 障害者総合支援法第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合
地域移行等意向確認体制未整備減算	地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない場合または地域移行等意向確認担当者を選任していない場合、利用者全員について。所定単位数から 5 単位／日を減算。（令和 8 年度より実施）

（２） その他の料金

サービス項目	サービス内容	金 額
食 費	朝食	350 円
	昼食・おやつ	675 円
	夕食	475 円
光熱水費	光熱水費に要する費用	1 日 325 円

所持金品管理費用	金銭管理を希望する場合	1ヶ月 3,300円
理美容代	希望する場合	2,000円～

※このほか、行事・クラブ活動の際に必要な材料費等、また、利用者の事情により必要となる日用品や嗜好品等は、実費をいただきます。

※但し、食費・光熱水費については、所得に応じて補足給付《基準費用額》があります。

※食事を召し上がらなかった分は請求いたしません。ただし、食材を用意している関係で、当日に急な体調不良や用事でやむを得ずキャンセルとなった場合でも、料金をいただくことになります。

3. 短期入所事業

(1) 介護給付費（福祉型短期入所サービス費）

① 基本料金（一日あたりの負担額）

単位数×11,200

利用種別	介護度	単位数	短期入所 サービス費	利用者負担額
福祉型短期入所 サービス費（Ⅰ）	区分 6	923単位	10,337円	1,033円
	区分 5	784単位	8,780円	878円
	区分 4	648単位	7,257円	725円
	区分 3	583単位	6,529円	652円
	区分 1・2	509単位	5,700円	570円
福祉型短期入所 サービス費（Ⅱ）	区分 6	602単位	6,742円	674円
	区分 5	527単位	5,902円	590円
	区分 4	318単位	3,561円	356円
	区分 3	240単位	2,688円	268円
	区分 1・2	173単位	1,937円	193円

※ ご利用者の負担額は、日単位で計算した短期入所サービス費の1割で、おおむねの額です。

但し、月額負担上限額については、区市町村長が定めた額となります。

※ 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）は、日中の時間帯（昼食）を含むサービスを提供する場合の短期入所利用日の費用

※ 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）は、日中の時間帯（昼食）を除くサービスを提供する場合の短期入所利用日の費用

② その他の加算・減算 等

下記の項目をご利用または対象となると、その分が基本料金に加算・減算されます。

項 目	単位数	利用者負担 額	備考
短期利用加算	30単位	33円	
	利用日から1年間で30日まで		
重度障害者支援加算（Ⅰ）	50単位	56円	
	区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 ※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合は、+100単位/日 上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合は、+50単位/日		
重度障害者支援加算（Ⅱ）	30単位	33円	
	区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 ※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合は、+70単位/日。上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、+50単位/日		

地域生活支援拠点等の場合の加算	100単位	112円	
	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、利用を開始した日に加算 加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、従業者のうち、市町村および基幹相談支援センター等との連携および調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者または強度行動障害を有する児者に対し、短期入所等を行った場合に、利用を開始した日について、更に200単位/日を加算		
集中的支援加算（Ⅰ）	1,000単位	1,120円	
	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合 ※3月以内の期間に限り1月に4回を限度として加算		
集中的支援加算（Ⅱ）	500単位	560円	
	集中的な支援が必要な利用者を他の障害福祉サービス事業所または障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合 ※3月以内の期間について加算 ※加算（Ⅱ）を算定する場合は、加算（Ⅰ）も算定可		
医療的ケア対応支援加算	120単位	134円	
	福祉型短期入所サービス費を算定している短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、短期入所等を行った場合		
重度障害児・障害者対応支援加算	30単位	33円	
	福祉型短期入所サービス費を算定している短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6または障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該短期入所事業所等の利用者の数に50%を乗じて得た数以上である場合		
医療連携体制加算（Ⅰ）	32単位	35円	
	特別な医療的ケアを必要としない利用者に対して提供時間が1時間未満		
医療連携体制加算（Ⅱ）	63単位	70円	
	特別な医療的ケアを必要としない利用者に対して提供時間が2時間未満		
医療連携体制加算（Ⅲ）	125単位	140円	
	特別な医療的ケアを必要としない利用者に対して提供時間が2時間以上		
栄養士配置加算（Ⅰ）	22単位	24円	
	常勤の管理栄養士または栄養士1名以上		
栄養士配置加算（Ⅱ）	12単位	13円	
	管理栄養士または栄養士を1名以上配置		
利用者負担上限管理加算	150単位	0円	
	月単位で、ご利用者のみ		

食事提供体制加算	48単位	53円	
	収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合 ①管理栄養士または栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)または、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士または栄養士が栄養面について確認した献立であること ②利用者ごとの摂食量を記録していること ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること		
緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	270単位	302円	
	家族の急病等により緊急で利用した場合 7日間、上限14日間		
定員超過特例加算	50単位	56円	
	緊急短期入所を受け入れたことにより定員超過した場合、10日間。利用者全員について		
送迎加算(片道)	186単位	208円	
	足立区内と事業所から概ね5km圏内		
虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算(施設入所支援事業の項目参照)		
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1%を減算(施設入所支援事業の項目参照)		
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%を減算(施設入所支援事業の項目参照)		
情報公開未報告減算	所定単位数の5%を減算(施設入所支援事業の項目参照)		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	総単位数に18.6%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	総単位数に19.3%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数に16.5%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数に14.2%を乗じた単位数を加算		

(2) 介護給付対象外サービスの利用料金

サービス項目	サービス内容	金 額
食 費	朝食	350円
	昼食・おやつ	675円
	夕食	475円
水光熱費	水光熱に要する費用	325円
理美容代	希望する場合	2,000円～

※上記の食費は、食事提供体制加算対象外の方の金額です。

※このほか、利用者の事情により必要となる日用品や嗜好品等は、実費をいただきます。

※但し、食費・光熱水費については、所得に応じて補足給付があります。

※食事提供体制加算(補足給付)対象者

サービス項目	サービス内容	金 額
食 費	朝食	2 5 4 円
	昼食・おやつ	2 8 4 円
	夕食	3 0 4 円